

道路・河川

提案・意見

歩道の植え込みの雑草（回答:9月8日時点）

宮後の大西クリニック付近の歩道の植え込みの雑草が伸びてきて車や自転車で道路に出る際の見通しが悪く危険なので除草をお願いしたいです。
以前は8月に除草していただいていたいました。
よろしくをお願いします。

回答

ご指摘がありました、大西クリニック付近の植樹柵の除草については、早急に対応させていただきます。
また、当該路線等の植樹柵の除草も順次進めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課

維持課（2022年9月回答） [9/5~9/9]

上下水道

提案・意見

下水道の工事について （回答:9月9日時点）

- ・伊勢市の下水道工事をR4～R6に実施する計画が回覧にあり、その後説明会も2回ありました。
 - ・その後工事に対するアンケートが区から4月頃にありました。（区のアンケートと伊勢市の下水道計画の関連は不明）
 - ・当方は終活として、下水道の工事に合わせて、不動産の売買の計画を進めております。
 - ・工事が始まらないので最近伊勢市に聞いたところ、区からの地域の総意との要望もあり工事が延期になるような説明を伊勢市から受けました。
- ①地域の総意の根拠は何ですか？（私も地区の住民ですが聞いていない）
 - ②議会や市民の代表を含めた審議会の決定を得て始まった事業計画が止まるのはなぜですか？
 - ③区が市等の決定事項を覆す根拠と権限をお示しくください。
 - ④工事が遅延及び中止？の理由を含め説明会と、工事が遅延される場合の補償をお示しくください。

回答

- ①自治会様からの文書が、地域の皆様の総意であると認識しております。
- ②自治会様からのご要望を検討させていただいた結果、引き続き下水道の整備について、協議を続けさせていただく必要があると判断したものでございます。
- ③下水道事業は、市民の皆様のご理解ご協力により、始めて効果を発揮するものであり、自治会様からのご意向は、整備後の接続や受益者負担金徴収など事業に大きく関係することから重要であると考えております。
- ④下水道整備の時期について、説明会でお示した予定時期に着手することはできない状況ではありますが、自治会様と協議を継続させていただきたいと考えておりますので、現段階で市から工事について説明会の予定はございません。また、補償についてもございません。

担当課

下水道建設課、料金課（2022年9月回答） [9/5～9/9]

その他

提案・意見

そちらの看護師さんについて（回答:9月9日時点）

友人がそちらの看護師さんに何十万もする補正下着を購入しないか勧誘をうけたそうなのですが、公務員としてセーフなのでしょうか？
形態がわからないので副業となるのかはわかりませんが金額的にもですし、勧誘する時点でおかしいと思います。

回答

職員の綱紀肅正及び服務規律の確保については、日頃から職員に対し、周知徹底しているところでございます。
さて、今回ご指摘いただきました内容につきまして、看護部内にて聞き取りを行いました。個人を特定するには至りませんでした。
今後も引き続き、公務員としての綱紀肅正と服務規律を徹底し、市民の皆様から信頼される病院を目指し努めてまいりますので、何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

担当課

伊勢総合病院経営企画課

（2022年9月回答） [9/5～9/9]

その他

提案・意見

ダイムスタジアム伊勢について（回答:9月8日時点）

内野部分の人工芝がだいぶ傷んでますが、修繕の計画はありますか？
選手のプレーを見ている影響もそうです。

回答

日頃はダイムスタジアム伊勢をご利用いただきありがとうございます。
お問い合わせいただきました内野部分の人工芝について、一部修繕の予定があり、また他施設の人工芝を含め、修繕計画を検討しております。

担当課

スポーツ課 （2022年9月回答） [9/5~9/9]

その他

提案・意見

空き家と廃屋の違いは (回答:9月8日時点)

質問1) 空き家と廃屋の違いは何でしょう。

自宅から伊勢市役所へ徒歩でゆっくり移動すると雨戸の閉まった家が目につきます。

意見) 両親が他界し実家が空き家になり人が住まない建物は一気に劣化が進む、傾いた家瓦が落ちた家に近くなると伊勢市維持課のバリケードがある、離れた場所に生活拠点を構えた子世代には管理も解体も大きな負担である。

質問2) 更地にすると固定資産税や都市計画税が何倍にも跳ね上がると聞きます 事実ですか。

質問3) その他 更地にするとどのような税金がありますか。

質問4) 何故 税が上がるのでしょうか。

質問5) 解体すると金が必要になります 税金が上がるから解体しない事になりませんか その法律を変えてみませんか

回答

質問1) 空家等対策の推進に関する特別措置法では、「空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。」とされており、空き家と廃屋とを区別せず「空家等」として扱います。

また、市では、管理不全な空家等の所有者等に、管理依頼を行うとともに空家の解体費用の補助金制度（上限30万円）について、ご案内しています。

【住宅政策課】

質問2)、質問4) 地方税法において、住宅の建っている土地（住宅用地）は、税負担を軽減することを目的として、固定資産税、都市計画税について、特例措置により税額が軽減されています。更地にすることで、この特例措置が適用されなくなることから、軽減前の課税標準額に戻る（課税標準額（税額）が上昇する）こととなります。【課税課】

質問3) その他、更地にすることにより発生する税金はないものと考えます。

【課税課】

質問5) 質問2)、質問4) のとおり、地方税法は、住宅用地の税負担の軽減を図るため課税標準額の特例を設けているものであり、市として法改正の要望をする予定はございません。【課税課】

担当課

住宅政策課、課税課 (2022年9月回答) [9/5~9/9]